

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、五二二号

平成十五年十一月十一日

(火曜日)

目 次

告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
	児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	一
	身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	"	二
	知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	"	二
	知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	"	二
	保安林予定森林	(森林整備課)	二
	解除予定森林(二件)	"	三
公告	都市計画公聴会の開催(五件)	(都市計画課)	四
特定調達公告	歴史民俗博物館(仮称)建設(建築)工事の契約の相手方等	(営繕課)	一一

告 示

示 示

島根県告示第九百五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有根社 プラスロックアソシエイツ	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「あさぎりの家」	邑智郡川本町川本一七九番地二	平成十五年十一月一日
有根社 百年くらぶ	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム七色館	大田市大田町大田イ三七六・一	平成十五年十一月一日
株式会社 スズキ自販島根	福祉用具貸与	株式会社スズキ自販島根 福祉用具貸与事業所	松江市東津田町一八八八番地一	平成十五年十一月一日
有根社 レンタルケア松江	福祉用具貸与	レンタルケア松江	松江市下東川津町二六八・八	平成十五年十一月一日

島根県告示第九百五十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 松江保健生活協 同組合	指定した 事業	事業所の名称 ふれあいヘルパー ステーション	事業所の所在地 松江市西津田七 丁目一四・二一	指定年月日 平成十五年十月 三十日
社会福祉法人 千鳥福祉会	短期入所	知的障害者更生施 設 持田寮	松江市東持田町 一四一五	平成十五年十月 三十日

島根県告示第九百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 松江保健生活協 同組合	指定した 事業	事業所の名称 ふれあいヘルパー ステーション	事業所の所在地 松江市西津田七 丁目一四・二一	指定年月日 平成十五年十月 三十日
--------------------------	------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------

島根県告示第九百五十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 松江保健生活協 同組合	指定した 事業	事業所の名称 ふれあいヘルパー ステーション	事業所の所在地 松江市西津田七 丁目一四・二一	指定年月日 平成十五年十月 三十日
--------------------------	------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------

島根県告示第九百五十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 社会福祉法人 はびねす福祉会	指定した 事業	事業所の名称 益田市障害者福祉 センター	事業所の所在地 益田市横田町二 〇八七・一	廃止年月日 平成十五年十月 一日
-----------------------------	------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------

島根県告示第九百五十六号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所
八束郡八雲村大字熊野一四五八の一、一四六〇、一四六一、一四六三、一四六八の一、一四六八の二、一四七六、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五の一から一六六五の三まで、一七〇七の二、一七〇九の二、一七〇九の三、一七二〇

の一、三四二二、三四二三、三六一五の一、五四八九、五四九〇の一から五四九〇の三まで、五四九一、五四九三から五四九七まで、五六九五の二、五六九六、五六九七、五六九八の一、五六九八の三、五七〇五の二、五七六五の四、五七六七の二、五七八九、五七八九の一、大字西岩坂三二七六、四四七七、四四七八の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び八雲村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百五十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

(一) 解除予定保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字三里口四〇七の二

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

(一) 解除予定保安林の所在場所

江津市二宮町神村一六一五の一〇

(二) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

(一) 解除予定保安林の所在場所

浜田市熱田町一六八九の四

(二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第九百五十八号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字小坂一〇八四の二、一〇八四の六から一〇八四の九まで、一〇八四の一から一〇八四の一四まで、一〇八四の一六から一〇八四の二三まで、一〇八四の二五から一〇八四の二七まで、一〇八四の二九から一〇八四の三三まで、一〇八九の三〇、一〇八九の三三、一〇八九の三三、一〇八九の三六、一〇八九の三七、一〇八九の四八、一〇八九の四九

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
ダム事業用地とするため

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、広瀬都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十一月二十六日 午後二時から

二 開催場所

能義郡広瀬町広瀬八一番地 広瀬中央公民館

三 都市計画の案の概要

広瀬都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

地域の特性を活かした産業の育成と、快適で住み心地の良い生活環境の創造を進める。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

現在本区域において都市計画道路は決定していないが、効果的な交通網を確立するため、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の

整備を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全区域の下水道整備を早期に図るものとする。

河川については、水質の保全を図りつつ改修や治水施設の整備を順次進めるとともに、公園緑地等の整備を進め、河川が有する自然環境の保全、整備に努める。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約七十七パーセントとする。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に包まれた地域特性を活かし、緑の持つ様々な機能を総合的に高めるとともに、市街地及びその近郊においては、公園緑地等の整備等を進めることにより、緑の保全、整備を図る。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり約三十平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十一月十九日までに、松江市殿町八番地島根

別記様式

意見申出書

平成15年11月11日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様
住所 (電話)
(ふりがな) 氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名
広瀬都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。
3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、広瀬町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、広瀬土木事務所及び広瀬町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一・五二二一

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、仁摩都市計画整備、開発及び保全の方針の決定に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十一月二十七日 午後七時から

二 開催場所

瀬摩郡仁摩町大字仁万町五三七番地一 仁摩町中央公民館

三 都市計画の案の概要

仁摩都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

多様化、高齢化する社会に対応し得る快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、快適な生活環境を確保するために自然環境との調和を図りながら、商業、観光業、農林水産業の振興に努め、老若男女すべての住民が誇りと愛着を持てるまちづくりを進めていく。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑

(2) 利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。
下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約三十四パーセントとする。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用を努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然環境に含まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり約四十五平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べよとする者は、別記様式に準じて

作成した意見申出書一通を平成十五年十一月二十日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到達するように提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べよとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、温泉津町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、大田土木建築事務所及び仁摩町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二一・五二二

別記様式

意見申出書

平成15年11月11日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名
仁摩都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、温泉津都市計画整備、開発及び保全の方針の決定に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年十二月五日 午後七時から

二 開催場所

邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜イ四八六番地 温泉津町コミュニティセンター

三 都市計画の案の概要

温泉津都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

自然、歴史、文化等の豊富な地域資源を多面的に有効活用し、個性豊かなまちづくりにつなげるとともに、住民自らが協働し、いきいきと活動できるまちづくりを進めていく。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約五十五パーセントとする。

河川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

自然的環境に包まれた地域特性を活かし、親水性の高い魅力ある水辺環境の整備や、緑地の保全等により、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあいの場の確保、広域的な観光・レクリエーション拠点としての活用を図り、本区域特有の自然環境の創出を目指す。

(2) 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり約五十三平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十一月二十八日までに、松江市殿町八番地島

別記様式

意見申出書

平成15年11月11日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様 (電話)
住所 ()
(ふりがな)
氏名 印

意見の公述を希望する都市計画区域名
温泉津都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域
マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

根拠土木部都市計画課へ到達するように提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、温泉津町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、大田土木建築事務所及び温泉津町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二・五二二一

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、旭都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第二条第一項の規定により公告する。
平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十一月二十八日 午後二時から

二 開催場所

那賀郡旭町大字今市六三七番地 旭町役場

三 都市計画の案の概要

旭都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

本区域が有する交通基盤、自然環境などの地域特性を活かし、交流人口の増加による活気ある都市づくりを目指す。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地の各配置方針を定める。

(2) 土地利用の方針

「居住環境の改善又は維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」、「計画的な都市的土地利用の実現」のそれぞれに関する土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

浜田道等広域幹線を主軸とした広域交通網や、市街地内幹線道路網の整備を進めるとともに、公共交通機関の充実を図る。

また、整備水準の目標としては、市街地内連絡道路等の整備を進めることとする。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るとともに、近年の都市化により、浸水被害のおそれがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るための河道改修等により下流の洪水の軽減を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約四二パーセントとする。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動等に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(三) 市街地開発事業の方針

旭インターチェンジ周辺の丸原地区は、旭インターチェンジに近接する恵まれた立地条件を活かしつつ、周辺の豊かな自然環境と調和した住環境を主体とする新たな市街地の整備を図っていくこととする。

(四) 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

本区域は、豊かな森林と清らかな溪流を有し、美しい水と緑に囲まれた自然に恵まれた区域であるとともに、多様な生態系を形成している。これらの豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自

然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するとともに、観光資源として活用していくこととする。

(2) 緑地の確保水準

ア 緑地の確保目標水準

平成三十二年における緑地の確保は、将来市街地面積に対する割合を約六パーセント、おおむね五ヘクタールとする。

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり百七十二平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十一月二十一日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到達するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、旭町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田土木建築事務所及び旭町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二・五二一

別記様式

意見申出書

平成15年11月11日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様 (電話)
住所 ()
(ふりがな) 氏名 ㊟

意見の公述を希望する都市計画区域名
旭都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、三隅都市計画整備開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催する。島根県都市計画公聴会規則(昭和四十五年島根県規則第一号)第一条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十一日

島根県知事 澄田信義

一 開催日時

平成十五年十一月二十八日 午後六時から

二 開催場所

那賀郡三隅町大字向野田五八一番地 三隅公民館

三 都市計画の案の概要

三隅都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のとおり定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

地域資源を活かした産業振興や幅広い年代の住民が健康で快適に暮らせるまちづくりを進めると共に、美しい水辺空間と緑豊かな自然を活かしたまちづくりを目指す。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の整備の方針

(1) 交通施設

山陰道等広域幹線を主軸とした広域交通網や、安全で快適な市街地内道路の整備を進めるとともに、産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化を図る道路網の整備、公共交通機関の充実を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るとともに、近年の都市化により、浸水被害のおそれがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行つものとする。

河川については、洪水の安全な流下を図るための河道改修やダム建設による洪水調節等により下流の洪水の軽減を図るものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約七十パーセントとする。

(3) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設について

は、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動等に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

(四) 自然環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

「清らかな水と美しい緑広がる水澄の里」を基本理念とし、水資源を基調とした豊かな自然環境の保全と緑地の整備を推進していくこととする。

(2) 緑地の確保水準

イ 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域内人口一人当たり百平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十一月二十一日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到達するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、三隅町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、浜田土木建築事務所及び三隅町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二・五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年11月11日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所

(電話)

(ふりがな) 氏名

Ⓜ

意見の公述を希望する都市計画区域名

三隅都市計画区域

意見の公述を希望する都市計画原案の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成15年11月11日

島根県知事 澄田信義

1 役務の名称及び数量

歴史民俗博物館(仮称)建設(建築)工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部営繕課企画係 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成15年10月27日

4 落札者の氏名及び住所

大林組・中筋組・岩成工業特別共同企業体

代表者 株式会社大林組広島支店 常務取締役支店長 古庄 昭憲

広島市中区小町1番25号

5 落札金額

4,725,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成15年9月2日

平成十五年十一月十一日印刷
平成十五年十一月十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百三十円(送料共)